

鳥取県告示第320号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

(1) 宮崎県えびの市全域

(2) 宮崎県小林市東方の一部（オカラキ、桃木野、大迫、長迫、坂ノ下及び雲雀野）、真方の一部（高山、北二原、柞別府、尾竜迫、中二原、上二原、下二原、東二原、瀬ノ口、木切倉、山澄、萩谷、新田場、浜ノ瀬、吉丸、入道、小坂ノ本、川崎、松ノ元、中嶋、大豆別府、榎田及び山宮を除く。）、北西方、細野の一部（山中前のうち木場田川の南及び温河ノ上を除く。）及び南西方

(3) 宮崎県西諸県郡高原町大字広原の一部（大迫、今房尻及び今房）

(4) 宮崎県西都市大字現王島、大字都於郡町、大字藤田、大字黒生野の一部（堀内屋敷、孫太郎、岡富境、冷水、溝ノ口、札立、伏野、柳田、天子之花、大辻屋敷、三角之内、水洗、川平、藤四郎窪、花下屋敷、屋敷下、川窪及び砂瀬）、大字三納の一部（青木、長谷田、草坪、後町、北町、北町外川原、中川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、神田、野原田、堤下、小坂元、曲淵、門田前、竹ノ内、鳶野、境田、前廻、苜払、黒傘田、笹川、榎町、眞萱崎、岩戸傘田、眞米、買地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、岩下、下摩戸、上の、山本、堀切、一位廻、柳之丸、内之丸、ロヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、青山、田中（原田）、古野、古野下川原、向井町村、雁亀、向井下町、向井町中川原、九流水下川原、九流水中川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、下九流水、上九流水、九流水原、山之丞、上吉田、栗野下、吉田、吉田前、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、麓、山神川原、下川原免、上川原免、上城下、後田、深野及び桜町）、大字平郡の一部（梁之瀬、天神免、立山、別府代、菰田、谷寺、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、浦松廻、宮田廻、広見廻、城ヶ崎、後廻、通山、年賦廻、大廻、中間廻、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳傘田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬傘田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、雨乞及び池田）、大字岩爪の一部（七夕田、畑間、払谷、上原、小路及び向原）、大字鹿野田の一部（五節句、松野島、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中藪、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、五反田、鳥子、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、辰巳ヶ平、滝山、青山、霧島、車ヶ瀬、寺下、神鶴、井出下、水洗及び鶴田）、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、南園、野下、下溝添、上溝添、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、野間口、養添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴、別府代中嶋、岡ノ下及び山下）、大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠傘田、南傘田、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、田ノ前、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内及び城ヶ下）

(5) 宮崎県宮崎市佐土原町下富田、佐土原町下田島の一部（阿弥陀寺、安宮畑、伊勢ん、伊勢田、井手傘田、一ツ瀬川原、稲荷島、栄後口、栄町、塩田、屋舗下、下中島、下伝宗、下六ヶ所、外川原、外傘田、垣瀬、垣瀬新開、柿田、蛸瀬ノ一、蛸瀬ノ二、鴨田、岩穴迫、岩切名、休左エ門松、宮田、宮本、宮本原、京塚迫、境田、境目、橋口迫、栗迫、桑島、桂原、桂山、月輪、原、古川、狐島、後川、広瀬川壱番、広瀬川四番、

江ノ頭、江川、江川崎、佐賀利、沙汰給、坂本迫、鷺島、笹松原、札辻ノ一、札辻ノ二、三間屋後、三間屋前、三百坊、山下、山口、山口ノ一、山口ノ二、山伏須、寺下、寺畑、七曲、取越、出口ノ一、出口ノ二、庄屋田、松添、上ノ藪、上ノ原、上ノ瀬、上沖江、上江、上中島、上長原、上伝宗、上六ヶ所、新屋敷、新馬場、諏訪田、垂門、瀬口、石田、切島、川俣、前田、多々良迫、打切、袋堀、大山下、大炊田、大川俣、大道迫、地藏免、池田、竹花、中ノ瀬、中久保、町口、町田出口、長江、長川原、鳥越、天神、天神下、天神上中須、天神川、天神中須、天満宮下、田ノ上、田ノ上後、田代の一、田代の二、田島、田島下、田島後、田淵迫、渡瀬、都甲路、東禅寺迫、堂藪、徳ヶ淵、奈良木、南出口、南町、二ツ建、二ツ建池上、馬場、白金藪、迫ノ田、飯重迫、尾脇田、浜上、浜田、福島、福島川原、福島中洲、平松、平松塩浜、堀田、万太郎、養崎、牟田ノ一、牟田ノ二、命ヶ島ノ参、命ヶ島ノ四、明石、綿内、木浦原、柳ノ内、柳馬場、立野、鈴町、六ヶ所、蓮田及び菰田)、佐土原町下那珂の一部(伊茂井、王子ヶ迫、久峰前谷及び久峰大日)、佐土原町上田島の一部(新山、井手神、一ツ瀬、一ノ山、一ノ迫、壱町田、隠山、永谷、永尾、下ノ瀬、下迫越、花下、開地田、苅井田、岩崎、亀甲、久保田、吸ヶ水流、吸ヶ鶴、宮ヶ迫、居穴口、境畑、曲田、犬菰、現王、古ノ館、古城、古川、五月田、五條下、後田、向ヶ迫、高峰、今坂、今僧津、佐土原町、佐野原、坂下、桜原、札立、三月田、山倉、山中、山田ヶ迫、思香田、嶋ノ口、七騎迫、芝原、十六、祝畑、出来畑、小田河原、小柳、松本、松木田、上ノ瀬、上迫越、城ヶ下、城山、新城町、水ヶ廻、杉尾、菅丸、畝原、西ヶ迫、船ヶ山、前田、大原、谷、池ノ内、竹下、茶屋、中ノ瀬、中坪、仲間原、追手、袖田、鶴府、堤、堤後、堤前、田中、田中前、田俣、都甲路、南ヶ迫、二月田、八ヶ村、飯田、樋ノ口、尾曲、百貫地、百日、平城、平田、平田迫、坊ヶ池、本鶴府、野久尾及び菰迫)及び佐土原町東上那珂の一部(井手下、井手表、永山、永正向、猿喰、叶迫、貫行、後谷、項星、坂ノ下、三拾部、三反田、山田、蛇廻、松月下、上平田、城ヶ下、新馬場、辛子田、水尻、西村、石塚、赤白、扇ノ丸、瀧ヶ山、丹助、池下、池内、長掘、長谷水、津倉、兔ヶ鼻、東俣、堂ヶ迫、内城、二本松及び白川)

(6) 宮崎県日向市大字財光寺、往還町、沖町、大字塩見、南町、中町、本町、大字富高の一部(汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重及び春町)、美々津町の一部(前ノ原、田久保、前田、竹の内、宮の下日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神及び田の原)、東郷町山陰乙の一部(日田尾及び鶴戸木)

(7) 鹿児島県霧島市霧島田口(市後柄及び泉水の区域に限る。)、牧園町上中津川(中津川7区の区域に限る。)、牧園町三体堂(三体1区、三体2区、三体3区及び三体4区の区域に限る。)、牧園町宿窪田(福寿、牧園4区、牧園5区、牧園6区、牧園7区、牧園8区、牧園9区及び牧園10区の区域に限る。)、牧園町高千穂(栗川、高千穂1区、高千穂2区、高千穂3区、高千穂4区、高千穂5区、高千穂6区、高千穂7区、八長台及び母ヶ野の区域に限る。)、牧園町万膳(万膳1区、万膳2区、万膳3区、万膳4区及び万膳5区の区域に限る。)、牧園町持松(持松4区の区域に限る。)、横川町上ノ(大住、木浦、十三谷、正牟田、床波、野坂及び横伏敷の区域を除く。)、横川町下ノ(赤水、小原、馬渡、馬渡住宅及び山住の区域に限る。)及び横川町中ノの区域

(8) 鹿児島県伊佐市大口青木、大口牛尾、大口大島、大口大田、大口金波田、大口上町、大口木ノ氏、大口小木原、大口里、大口篠原、大口下殿、大口白木(白木下の区域に限る。)、大口曾木(屋敷段の区域を除く。)、大口堂崎、大口鳥巣、大口原田、大口針持(笠松、高野、土瀬戸、馬場及び深川の区域に限る。)、大口平出水(平出水中央及び向江野の区域に限る。)、大口淵辺、大口宮人(大住、下木場、太郎迫及び八代の区域に限る。)、大口目丸、大口元町、菱刈荒田、菱刈市山、菱刈川北、菱刈川南、菱刈重留、菱刈下手、菱刈田中、菱刈徳辺、菱刈花北、菱刈前目及び菱刈南浦の区域

(9) 鹿児島県薩摩郡さつま町永野(赤仁田、井出ノ山、小野、加納ヶ上、上平八重、木戸口、櫻ノ前、下平八重、新次郎屋敷、中平八重、前平八重、山ノ平及び利平ヶ尻の区域に限る。)の区域

(10) 鹿児島県始良郡湧水町稲葉崎、川添、川西、北方、幸田、木場、田尾原、鶴丸、中津川、般若寺、恒次及び米永の区域

- (11) 熊本県人吉市矢岳町並びに上田代町、大畑麓町、大畑町、大野町、木地屋町、西大塚町及び田野町の以北、中神町、温泉町、下林町、下城本町、城本町、駒井田町、鶴田町、北泉田町及び願成寺町の以南
- (12) 熊本県球磨郡錦町（木上西及び木上南平良地区の以南に限る。）
- (13) 熊本県球磨郡あさぎり町（上西榎田地区、上西上永里地区日の出に限る。）
- (14) 熊本県球磨郡相良村（県道33号人吉水上線の以南に限る。）

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに口蹄疫^{てい}の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年5月18日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫^{てい}のまん延を防止するため